

平成24年8月21日

大阪市人事監察委員会
第2回 退職管理部会資料

大阪市人事室

平成22・23年度退職者の再就職状況

平成23年度退職者の退職後状況(単位:人)

	外郭 団体	官公庁	民間等	再任用 ・嘱託	再就職 せず	不 明	合 計
管理職	116	2	84	69	124	0	395
非管理職	83	2	40	255	1,057	103	1,540
合 計	199	4	124	324	1,181	103	1,935

○管理職 ……課長代理以上

○非管理職……係長以下

(参考)平成22年度退職者の退職後状況(単位:人)

	外郭 団体	官公庁	民間等	再任用 ・嘱託	再就職 せず	不 明	合 計
管理職	103	3	94	38	80	0	318
非管理職	88	9	91	302	656	27	1,173
合 計	191	12	185	340	736	27	1,491

○非管理職の退職者数については、9月末及び3月末退職者の総数。(普通・死亡退職等を除く)

継続案件1 再就職の報告対象者の拡大

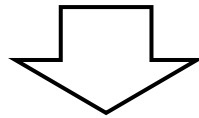
【現状】

「職員の退職管理に関する条例」に基づき、課長代理以上の職にあった者に、再就職の状況について報告義務を課している。

「職員の退職管理に関する条例」の規定

第7条 管理職(課長代理以上)職員であった者に、離職後2年間、任命権者に対する再就職の届出を義務付け。

第8条 前条に基づく再就職届出の公表



【改善案】

職員の退職管理の適正化を図ること、また、そのために必要な施策を検討する観点から、係長以下の職にあった者に対しても、条例上規定されていないが、離職後2年間、再就職状況の報告を求めていくこととしてはどうか。

継続案件2 再就職規制違反に関する情報提供窓口の設置

参照: 参考資料2

	【 案の1 】 現行の公益通報制度を利用する場合		【 案の2 】 人事監察委員会として 内部 窓口 を設置する場合	【 案の3 】 人事監察委員会として 外部 窓口 を設置する場合
	現職員＋既退職者 に関する再就職違反情報	既退職者のみ に関する再就職違反情報		
受付	内部又は外部 (法律事務所)	内部又は外部 (法律事務所)	内部 (人事監察委員会事務局 ※2)	外部 (法律事務所等)
事務 処理	内部 (公正職務審査委員会事務局 ※1)	内部 (公正職務審査委員会事務局 ※1)	内部 (人事監察委員会事務局 ※2)	内部 (人事監察委員会事務局 ※2)
調査 要否の 判断	内部 (公正職務審査委員会事務局 ※1)	人事監察委員会へ 情報提供	外部 (人事監察委員会)	外部 (人事監察委員会)
調査 実施	外部及び内部 (法律事務所及び各所属等) * 調査結果は人事監察委員会へ 情報提供	—	内部 (各所属等)	外部及び内部 (法律事務所等及び各所属等)
メリット	—	—	・経費負担がない ・短期間での設置が可能 ・受付窓口の周知を積極的に行える	・受付窓口の周知を積極的に行える ・受付が外部となり通報しやすい
デメリット	・既退職者のみの単独事案であれば現行の公益通報制度では取り扱うことができない	—	・受付が事務局となり通報しにくい	・別途経費を要する

※1...公正職務審査委員会事務局: 総務局監察部監察課

※2...人事監察委員会事務局: 人事室人事課

【実施案】

当面は案1と案2の併用でスタートし、運用の状況をみながら改善を図っていったらどうか。

目的Ⅰ

再就職した職員や再就職先の企業等だけが不当な利益を享受し、市民全体の利益を損なうような再就職を排除する。

※原案「特別に不当な利益」の「特別に」を削除

目的Ⅱ

職員の再就職について、安易に不相応な再就職先が確保されている等の疑念を市民に招くような再就職を排除する。

※原案「確保されているとの疑念」を「確保されている等の疑念」に修正

◆「職業選択の自由」と「公務の公正性確保」の均衡に配慮した規制とするとの事務局提案に対する「職員の再就職が地域経営の効率性確保に寄与するかどうかという観点も考慮すべき」というご指摘について。

- ・職員一個人の再就職が地域経営の効率化に寄与しているかどうかを個別の再就職審査において立証するのは困難であるが、外郭団体が実施している事業やその従事者の評価については、今後、外郭団体のあり方を検討していく中で議論される課題であり、その場での議論内容については、今後の再就職規制の参考にしていく。
- ・個別の再就職審査にあたっては、「職業選択の自由に十分配慮し適正に実施すること」という、市会での付帯決議を踏まえ、不当に職員の再就職の機会を逸するような取り扱いにならないよう、配慮する必要があると考える。

① 元外郭団体(23団体)

※ただし、負担金、補助金、交付金、貸付金、出資・出えん金といった市の財政的関与が無い団体が存在する。

② 負担金、補助金、交付金を市から受けている法人

③ 出資・出えん、貸付金を本市から受けている法人

●前回会議で「財政的援助法人」に含めるとして確認しているもの。①及び③

●②「負担金、補助金、交付金を市から受けている法人」について

【前回会議での提案】

再就職審査の効率性確保の観点から300万円以下の補助を受けている法人については財政的援助法人から除外する。

【実態調査と調査結果】

平成22年度の支出名称別集計データに基づき300万円以下の負担金、補助金、交付金を受けている法人に対し再就職の有無を調査した結果、再就職実績が確認できたのは9法人であった。

【提案】

調査の結果から、300万円以下の財政的援助を受けている法人へ再就職するケースは少数傾向であることが推測される。また、全ての財政的援助法人を再就職禁止法人にあらかじめ指定することは、再就職希望者の事前確認の正確性確保や再就職禁止法人の一覧掲示に係る事務作業(全約1,700法人)を考慮すると現実的な規制方法ではないと考える。

そのため、300万円以上の財政的援助を受けている法人(約800法人)を財政的援助法人と規定してはどうか。

【原案】

大阪市と大口の特名随意契約を締結している法人についても、財政的援助を受けているものとして取り扱い、当該法人への再就職にあたっては、人事監察委員会の承認を要することとしてはどうか。



【実態調査と調査結果】

平成22年度に再就職実績のある法人等に対して、大阪市と(契約管財局で契約情報を管理している)大口の契約関係がある法人の有無を調査したところ、約4,000件の契約実績の内、2件の一般競争入札による契約実績が確認できた。(参考資料5参照)

【調査結果の考察】

契約管財局での手続きを要しない、各所属が所管する契約(約9万件)についても、同様の結果が得られる可能性は否定できないことから、契約所管や契約種別に関わらず、契約関係のある法人への再就職を規制すべきと考える。しかしながら、現状、本市では全ての契約情報を一括管理していないことから、毎年約9万件もの契約相手方を各所属に照会する必要があり、全ての契約相手方を再就職禁止法人としてリストアップすることは実務的に困難であると考ええる。

また、契約については対価性があり、対価性や受益性のない実質的な援助である「財政的援助」と同様に取り扱うことは、条例解釈上適当でないと考えられ、むしろ、職員基本条例第47条第2項に規定する行政上の権限行使に係る法人への再就職規制と同様に取り扱うことが適当であると考ええる。

【提案】

再就職希望者が在職時に契約行為に携わったことのある法人への再就職を希望する場合に、個別にその再就職の是非を審査する方式で規制することとしてはどうか。

なお、契約行為に係る法人については、現行条例上、再就職禁止団体とする規定が存在しないことから、職員基本条例を改正することが必要となる。

継続案件6 再就職禁止団体への再就職審査の考え方

全ての再就職案件について、人事監察委員会で個別に審査する。

再就職先 在職時の職位	外郭団体・ 外郭団体の 子法人		派遣団体		財政援助団体		行政上の権限 行使に係る法人	
	役員	職員	役員	職員	役員	職員	役員	職員
管理職 (課長代理以上)	個別 審査	個別 審査 (類型化)	個別 審査	個別 審査 (類型化)	個別 審査	個別 審査 (類型化)	個別 審査 (※)	個別 審査 (類型化) (※)
非管理職 (係長以下)	個別 審査	個別 審査 (類型化)	個別 審査	個別 審査 (類型化)	個別 審査	個別 審査 (類型化)	—	—

類型化…職種、職位、再就職先が同一であるといった、同一類型の再就職案件については、類型化して整理することにより、審査の効率性を確保することとする。

※「行政上の権限行使に係る法人」への再就職審査にあたっては、課長と課長代理を審査対象とする。(議題1参照)

行政上の権限行使に係る法人への再就職について

◆対象者

再就職を希望する勤続20年以上の職員又は職員であった者であって、かつ、離職前5年間に再就職を希望する法人に係る行政権限の行使に携わっていた者

◆行政権限の範囲

行政手続条例第5条及び第12条に基づき、「審査基準(約750件)」及び「処分基準(約600件)」に定められているもの。ただし、個人に対する権限、及び法人の役員以外の職に就く場合における裁量の余地が少ない権限又は軽微な権限を除く。

◆対象法人

本市の行政権限に基づく許認可を受けている法人、もしくは行政上の権限に基づく不利益処分を受ける可能性がある法人

◆禁止期間

離職後2年間

【提案】

局長や部長については所管する行政上の権限が広範囲に及ぶ一方、当該権限の行使に直接携わることが無く、一方、係長以下の職員の行政上の権限行使に係る裁量は限定されることから、「行政権限の行使に携わっていた」とは、課長又は課長代理として当該権限行使に携わっていた場合としてはどうか。

また、「裁量の余地が少ない権限又は軽微な権限」については、あらかじめ範囲を定めておくことが困難であることから、関係法令の規定やその運用状況を参考に、再就職審査毎に判定し、事例を積み重ねることで範囲を規定していく取り扱いとしてはどうか。

再就職禁止団体への再就職審査における主な着眼点(案)

対象となる再就職禁止団体	例外承認する際の着眼点
共 通	① 求職者が求人企業等の求める特定の資格・免許や、特定の専門的な知識・経験を有しているか ② 一般に募集され、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合
外郭団体、 外郭団体の子法人	①職員であった者の知識や経験を活用することによって外郭団体の効率・効果的な事業監理の実施が見込まれるか ②団体に従事する業務を遂行する上で、本市で培った知識や経験が必要とされているか
財政的援助団体	再就職先に対する補助金等の財政的援助に関する業務に従事していたか
行政上の権限行使に係る法人	再就職先に対する行政上の権限行使に関する業務に従事していたか